

## 評議員及び役員の報酬に関する規則

(令和2年8月1日 評議員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「センター」という。）定款第13条（評議員の報酬等）及び第29条（報酬等）の規定に基づき、センターの評議員及び役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬の支給の基準並びに役員報酬の総額について定めることを目的とする。

2 前項の支給に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性及び透明性の確保を図らなければならない。

(評議員及び役員の報酬等)

第2条 評議員及び常勤の理事以外の役員に、別表第1に定める基準により報酬を支給する。

第3条 常勤の理事に、別表第2に定める給与を支給する。

2 常勤の理事の任免月の給与は、任免の日を基準として、月額を日割り計算により減額するものとする。

第4条 前二条のほか、評議員及び役員に、職務の遂行に要する交通費その他の経費を支給する。

(役員報酬の総額)

第5条 役員に支給する報酬の総額は、各年度において22,000,000円を超えないものとする。

### 別表第1

評議員、常勤の理事以外の理事及び監事の報酬等

日当	評議員会、理事会への出席又は監査の実施1回1名につき、20,000円
経費	実費相当額

### 別表第2

常勤の理事の報酬

	代表理事	業務執行理事
給与月額	912,000円	756,000円

上記月額から法令等に基づいて控除すべき金額を控除した残金を、毎月15日（15日が土曜日に当たる月は14日、日曜日に当たる月は16日（16日が祝日又は休日に当たるときは13日））に、金融機関の口座に振り込む方法をもって支給する。

## 附則

- 1 この規則は令和2年8月1日から施行する。
- 2 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター役員等報酬規程（平成22年9月1日規程第12号）は、廃止する。